

新 旧 対 照 表 (特別養護老人ホーム)

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第2条一 <u>第3.1条の2</u>）</p> <p>第3章 \ 略</p> <p>第6章 附則</p> | <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第2条一 <u>第3.1条の3</u>）</p> <p>第3章 \ 略</p> <p>第6章 附則</p> |
| <p>（記録の整備）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>第15条第5項に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>第29条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第31条第3項に規定する</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> | <p>（記録の整備）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>第15条第5項の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>第29条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第31条第3項の規定による</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> |
| <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 \ 略</p> | <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 \ 略</p> |

旧

新

7

7

8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

| 旧 | 新 |
|--|---|
| | <p>に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> |
| <p>（緊急時等の対応） 第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> | <p>（緊急時等の対応） 第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p> |
| <p>（施設長の責務） 第23条 略 2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第7条から第9条まで及び第12条から第31条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> | <p>（施設長の責務） 第23条 略 2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第7条から第9条まで及び第12条から第31条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> |

旧

(協力病院等)

第27条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

新

(協力医療機関等)

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>2 略</p> | <p><u>感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 略</p> |
| | <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第31条の3 <u>特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。)を定期的に開催しなければならない。</u></p> |
| <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第40条 略</p> <p>2</p> <p>3 略</p> <p>4</p> <p>5 略</p> | <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第40条 略</p> <p>2</p> <p>3 略</p> <p>4</p> <p>5 <u>ユニット型特別養護老人ホームの管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 略</p> |
| <p>(準用)</p> <p>第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第</p> | <p>(準用)</p> <p>第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から<u>第31条の2</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第42条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から<u>第31条の2</u>まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から<u>第31条の2</u>まで」と読み替えるものとする。</p> | <p>14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から<u>第31条の3</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第42条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から<u>第31条の3</u>まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から<u>第31条の3</u>まで」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>(この章の趣旨) 第43条 第2章及び<u>第3章</u>の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> | <p>(この章の趣旨) 第43条 第2章及び<u>前章</u>の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> |
| <p>(職員の配置の基準) 第45条 略 2 略 10 11 地域密着型特別養護老人ホームに<u>下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第70号。以下「指定居宅サービス等条例」という。)</u>第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は下関市指定介護予</p> | <p>(職員の配置の基準) 第45条 略 2 略 10 11 地域密着型特別養護老人ホームに<u>指定短期入所生活介護事業所等</u>が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われ</p> |

旧

防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

新

ると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

| 旧 | 新 |
|---|---|
| 13 略 15 | 13 略 15 |
| <p>(準用)</p> <p>第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、<u>第31条及び第31条の2</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第48条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から<u>第31条の2まで</u>」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、<u>第31条及び第31条の2</u>」と読み替えるものとする。</p> | <p>(準用)</p> <p>第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで及び<u>第31条から第31条の3まで</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第48条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から<u>第31条の3まで</u>」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで及び<u>第31条から第31条の3まで</u>」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>(準用)</p> <p>第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、<u>第31条の2</u>、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第29条</p> | <p>(準用)</p> <p>第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条から<u>第31条の3まで</u>、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第52条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から<u>第31条の2まで</u>」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、<u>第31条の2</u>、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。</p> | <p>29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第52条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から<u>第31条の3まで</u>」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条から<u>第31条の3まで</u>、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。</p> |